

## 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の内容

心身の故障のため長期の休養を要する場合に休職させるときの休職の期間について、会計年度任用職員に関しては、その任期の範囲内において定めることとする。(第3条)

### 2 新旧対照表

職員の分限に関する条例（昭和34年7月文京区条例第24号）

改正後（案）	現行
第一条から第二条まで（略）	第一条から第二条まで（略）
（休職の期間）	（休職の期間）
第三条（略）	第三条（略）
2（略）	2（略）
3 <u>法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「三年を超えない範囲内」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「三年に満たない場合」とあるのは「法第二十二条の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。</u>	
4 法第二十八条第二項第二号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。	3 法第二十八条第二項第二号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。
5 第一条の二第一項の規定による場合における休職期間は、人事委員会規則で定める。	4 第一条の二第一項の規定による場合における休職期間は、人事委員会規則で定める。
第四条（略）	第四条（略）

<p>(復職)</p> <p>第五条 <u>第三条第一項及び第二項</u> (これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) <u>並びに同条第五項</u>に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条の二から第六条まで (略)</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和二年四月一日から施行する。</u></p>	<p>(復職)</p> <p>第五条 <u>第三条第一項、第二項及び第四項</u>に規定する休職期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五条の二から第六条まで (略)</p>
--	---